

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月八日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二号

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二公安職給料表の表五級の部警察本部の項中

「
二十一 向島分駐隊長
二十二 災害対策官
」

を

「
二十一 向島分駐隊長
」

に改め、

同表七級の部警察本部の項中

「
一 室長
二 隊長
三 所長
四 監察官
五 通信指令官
六 聴聞官
七 理事官
八 秘書室長
九 公安委員会補佐室長
十 文書管理室長
十一 取調へ監督室長
十二 企画官
十三 被害者支援室長
十四 許可等事務担当室長
十五 犯罪情報官
十六 子供女性安全安心対策室長
十七 少年サポートセンター
所長
十八 航空隊長
十九 捜査指導室長
二十 捜査支援室長
二十一 検視官室長
二十二 検視官
二十三 性犯罪捜査指導官
二十四 国際犯罪対策室長
二十五 保護対策官
二十六 意見聴取官
二十七 通訳センター所長
二十八 高齢者交通安全対策

を

「
一 室長
二 隊長
三 所長
四 監察官
五 通信指令官
六 危機管理官
七 聴聞官
八 理事官
九 秘書室長
十 公安委員会補佐室長
十一 文書管理室長
十二 取調へ監督室長
十三 企画官
十四 被害者支援室長
十五 許可等事務担当室長
十六 犯罪情報官
十七 子供女性安全安心対策室長
十八 少年サポートセンター
所長
十九 航空隊長
二十 捜査指導室長
二十一 捜査支援室長
二十二 検視官室長
二十三 検視官
二十四 性犯罪捜査指導官
二十五 特殊詐欺事件捜査室長
二十六 国際犯罪対策室長
二十七 保護対策官
二十八 意見聴取官

に改め、

室長
二十九 交通事故分析官
三十 交通管制室長
三十一 駐車管理室長
三十二 交通事故事件捜査統括官
三十三 東部運転免許センター長
三十四 極左対策室長
三十五 災害対策官
三十六 国際テロリズム対策室長
三十七 五級の部警察本部の項に掲げる職務のうち、特に困難な業務を行う職務

二十九 通訳センター所長
三十 高齢者交通安全対策室長
三十一 交通事故分析官
三十二 交通管制室長
三十三 駐車管理室長
三十四 交通事故事件捜査統括官
三十五 東部運転免許センター長
三十六 極左対策室長
三十七 危機管理室長
三十八 国際テロリズム対策室長
三十九 五級の部警察本部の項に掲げる職務のうち、特に困難な業務を行う職務

同表八級の部警察本部の項中

「五 七級の部警察本部の項第一号から第五号までに掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務」を

「五 七級の部警察本部の項第一号から第六号までに掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務」

に改める。

附則

この人事委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。